一般社団法人関東年金福祉協会定款

第　1　章　　総　　則

（名　称）

第１ 条　この法人は、一般社団法人関東年金福祉協会と称する。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を東京都品川区に置く。

２　この法人は、従たる事務所を置くことができる。

第　2　章　　目 的 及 び 事 業

（目　的）

第３条　この法人は､厚生年金保険等の被保険者に対する被保険者住宅資金の転貸等の事業を行い、年金制度をはじめとする社会保障制度の普及徹底を図り、もって勤労大衆の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（事　業）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1)　厚生年金保険の被保険者等に対する住宅資金貸付等の融資に関する事業

(2)　年金制度に関する知識の普及に関する事業

(3)　前各号に附帯する事業

(4)　その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

２　前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第　3　章　　会　　員

（会員の種類）

第５条　この法人の会員は、次のとおりとする。

(1)　正 会 員　厚生年金保険法の適用事業所の事業主､船舶所有者及び被保険者によって構成される労働組合、法人及び団体で、第６条の承認を受けたもの

(2)　特別会員　この法人に対し特に貢献した者又は学識経験者で、理事会において推せんされたもの

(3)　賛助会員　この法人の目的に賛同する事業主、労働組合、法人及び団体で、第６条の承認を受けたもの

２　前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。）上の社員とする。

（入会）
第６条　この法人の会員になろうとするものは、理事会の承認を受けなければならない。

（入会及び会費）
第７条　この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員及び賛助会員は、理事会において別に定める会費及び入会金を支払う義務を負う。

（退会）
第８条　会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより任意に退会することができる。

（除名）
第９条　会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって、当該会員を除名することができる。
(1)　この定款その他の規則に違反したとき
(2)　この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
(3)　その他除名すべき正当な事由があるとき

（会員の資格喪失）
第 10 条　前２条のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
(1)　第７条の支払義務を２年以上履行しなかったとき
(2)　総正会員が同意したとき
(3)　当該会員が死亡し、又は解散したとき

第　4　章　　総　　会

（構成）
第 11 条　総会は、すべての正会員をもって構成する。
２　　前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

（権限）
第 12 条　総会は、次の事項について決議する。
(1)　会員の除名
(2)　理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
(3)　定款の変更
(4)　解散及び残余財産の処分
(5)　その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第 13 条　総会は、定時総会として毎事業年度終了後３箇月以内に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第 14 条　総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２　総正会員の議決権の５分の１以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

（議長）

第 15 条　総会の議長は、理事長がこれに当たる。

２　理事長に事故ある場合、総会の議長は、出席した理事より選出する。

（議決権）

第 16 条　総会における議決権は、正会員１名につき１個とする。

（決議）

第 17 条　総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員数の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

(1)　会員の除名

(2)　監事の解任

(3)　定款の変更

(4)　解散

(5)　その他法令で定められた事項

３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 20 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（代理人による議決）

第 18 条　総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

２　前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

（議事録）
第 19 条　総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第　５　章　役員及び会計監査人

（役員及び会計監査人の設置）
第 20 条　この法人に、次の役員を置く。
理事　３名以上６名以内
監事　２名以内
２　理事のうち１名を理事長とする。
３　理事長以外の理事のうち１名以上３名以内を業務執行理事とする。
４　第２項の理事長をもって法人法上の代表理事とする。
５　この法人に会計監査人を置く。

（役員及び会計監査人の選任）
第 21 条　理事及び監事並びに会計監査人は、総会の決議によって選任する。
２　理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
３　理事会はその決議によって、前項で選定された業務執行理事より専務理事及び常務理事を選定することができる。

（理事の職務及び権限）
第 22 条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
３　理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に４ヶ月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）
第 23 条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（会計監査人の職務及び権限）
第 24 条　会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書を監査し、会計監査報告を作成する。

２　会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1)　会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2)　会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

（役員及び会計監査人の任期）

第 25 条　理事及び監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

２　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

３　理事又は監事は第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

４　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、その定時総会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

（役員及び会計監査人の解任）

第 26 条　理事及び監事並びに会計監査人は、総会の決議によって解任することができる。

２　監事は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される総会に報告するものとする。

(1)　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2)　会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3)　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（報酬等）

代 27 条　理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

２　会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て理事会において定める。

（責任の免除又は限定）

第 28 条　この法人は、役員及び会計監査人の法人法第 111 条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、総会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第 6 章　理　　事　　会

（構成）

第 29 条　この法人に理事会を置く。

2　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第 30 条　理事会は、次の職務を行う。

(1)　この法人の業務執行の決定

(2)　理事の職務の執行の監督

(3)　理事長及び業務執行理事の選定及び解職

（招集）

第 31 条　理事会は理事長が招集する。

2　理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）

第 32 条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2　前項に規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第 33 条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2　出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章　資 産 及 び 会 計

（事業年度）

第 34 条　この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第 35 条　この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2　前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

（事業報告及び決算）

第 36 条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、

監事の監査を受け、かつ、第 3 号から第 5 号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に報告しなければならない。

(1)　事業報告

(2)　事業報告の附属明細書

(3)　貸借対照表

(4)　損益計算書（正味財産増減計算書）

(5)　貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2　前項第 3 号から第 5 号までの書類については、法人法施行規則第 48 条に定める要件に該当しない場合には、前項中、定時総会への報告に代えて、定時総会の承認を受けなければならない。

3　第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(1)　監査報告

(2)　会計監査報告

第　8　章　　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第 37 条　この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第 38 条　この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（剰余金の分配の禁止）

第 39 条　この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

（残余財産の帰属等）

第 40 条　この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第　9　章　　公 告 の 方 法

（公告の方法）

第 41 条　この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附　　則

1　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2　この法人の最初の代表理事(理事長)は西川雄二、会計監査人は寺西尚人とする。

3　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 34 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4　事務所および役員及び会計監査人の設置に関する規定を一部変更する。この変更は令和 6 年 7 月 1 日より施行する。

一般社団法人　関東年金福祉協会定款

平成２５年　４月　１日　施　　行

一般社団法人　関東年金福祉協会